『ドイツ・イデオロギー』 の研究 (三)

青山政雄

史を振り返ってー (本研究紀要第7号掲載) 問題設定ーわが国における『ドイツ・イデオロギー』 の研究

9号掲載) 『ドイツ・イデオロギー』 執筆の動機と意図 (本研究紀要第

(一) ヘーゲル左派とマルクスの関係についての研究の意義

(二) 『唯一者とその所有』の問題提起と主張 (同上)

^ 近代のイデオロギー批判と「唯一者」の概念 (同上)

B 所有の問題と「連合」の概念 (本研究紀要本号掲載)

B 所有の問題と「連合」の概念

所有の問題

で、今やその根本的規定と意義が問題になる。シュティルナーの見シュティルナーにとって所有とは何か。「唯一者」が導出されたの

者の「連合」の概念が提示されるのである。 をの「連合」の概念が提示されるのである。 がはるもの(mein eigen)(mu)によって基礎づけられるのではなく、「私の自己固的なるもの(mein eigen)(mu)によって基礎づけられるではなく、「私の自己固的なるもの(mein eigen)(mu)によって基礎づけられるのではなく、「私の自己固的、その所有の実現論でもある。「市民社会」(政治的自由主義)の間由主義)の所有が批判され、これらの批判の帰結として、唯一者の「連合」の概念が提示されるのである。

は「私の力 (meine Gewalt)」に基づく。シュティルナーによれば、のに対する無限定の支配と表現される。そして占有が法律によってのに対する無限定の支配と表現される。そして占有が法律によって所有者に従属する。一般に所有は、私が任意に処理・管理しうるも所す、シュティルナーの所有の規定を見てみよう。所有 (物) は先ず、シュティルナーの所有の規定を見てみよう。所有 (物) は

雄

青

Щ

政

所有」と呼んでいる。

「私の力」は私の所有であり、私に所有を「自我の所有」、「個人のの力」によって獲得したものに対して「私自身に所有者の権利とは、の内にあるところのものであるとされる。さらに、所有の権利とは、の内にあるところのものであるとされる。ここから私の所有とは私の力ティルナーの所有の規定は「私の自己固有なるもの」としての「私身であり、その力によって私は私の所有であるぼ。このように、シュ身であり、と呼んでいる。

の哲学によって可能になっていると思われる。が自我を制約するのではなく、自我が対象を創造するという、自我が自我を制約するのではなく、自我が対象を創造するという、自我「唯一者」、つまり私の「特性」による私の自我としての唯一性を示このような所有の論理は、もちろん、私=自我、「個人」であるこのような所有の論理は、もちろん、私=自我、「個人」である

文章を引用する。ルナーの所有の概念を明らかにするために、少し長くなるが、次のルナーの所有の概念を明らかにするために、少し長くなるが、次のに基づく自我の力による獲得を指し示している。さらに、シュティ「所有とは私のものである」という所有の根本規定は、自己意識

確信、高貴な感情、等々である。ところで私はいつでも、ただ合法り立っている。前者は事物であり、後者はもろもろの精神性、思想、有的なるものは、一部は外面的所有、一部は内面的所有において成なるものを承認し、神聖なものとみなすべきである。人間の自己固有的人は自己固有的なるもの(Eigenes)をもち、私はこの自己固有的

た。人格の自由は市民社会においては経済的な自由競争として主要なものと精神的なものとに区分している。人格は物的所有の系列に民社会(政治的自由主義)においてすでに論及され、人格が他の諸民社会(政治的自由主義)においてすでに論及され、人格が他の諸民社会(政治的自由主義)においてすでに論及され、人格が他の諸民があることを意味した。人格の自由とは市民のの自由と人格の自由であることを意味した。人格の自由とは市民のの自由と人格の自由であることを意味した。人格の自由とは市民のの「個人の自由」とが混同されている、とシュティルナーは主張してある法律、国家から自由ではなく、そこでは他の人格の支配からの「個人の自由」とが混同されている、とシュティルナーは主張した。人格の自由は市民社会においては経済的な自由競争として主要の「個人の自由」とが混同されている、とシュティルナーは主張した。人格の自由は市民社会においては経済的な自由競争として主要をある。

な現実形態になっているのである。

に、「神聖な所有」として相互に認められねばならない。の所有は、私は汝の所有を尊敬しなければならない、とされるようの所有 (財産) を所持することが大前提とされている。そして市民あろうか。先ず、市民社会の構成員である市民の各人はなにがしかでは、現実の市民社会における所有はどのようになっているので

る。 も、市民の所有が維持されえず、破綻していると考えるのであた。これらの諸現象は人格の自由に基づく所有の正当な結果とはいであろう。このような所有は「共産主義者やプルードンの言えないであろう。このような所有は「共産主義者やプルードンのいる。これらの諸現象は人格の自由に基づく所有の正当な結果とは、市民の所有は、地役権の買い取り、大所有(者)による小所持

平等とは一自由な競争であるからだ。万人は国家の前では一単なるが、
一方のは、何に由来するのか。
「競争は、市民性の原理と緊密に結びついた形であらわされる。
競りは、市民性の原理と緊密に結びついた形であらわされる。
競りは、市民性の原理と緊密に結びついた形であらわされる。
競りは平等以外の何ものであろうか。
「競争は、市民性の原理と緊密に結びついた形であらわされる。
競りは平等以外の何ものであろうか。
「競争は、市民性の原理と緊密に結びついた形であらいは理論的な形のは、年民性の原理と緊密に結びついた形であらいされる。
競りない。
「競争は、市民性の原理と緊密に結びついた形であらいは、すなわち、
で、万人の平等として提示されたところのものは、まさに競争において、その現実化と実際的実行とを見出したのであった。
すなわち、
で、方人の平等として提示されたところのものは、まさに競争において、その現実化と実際的実行とを見出したのであった。
すなわち、
で、方人の平等として提示されたところのものは、まさに競争において、
で、方人は国家の前では一単なるのは、
で、方人は国家の前では一単なるのは、
のである。
「市民階)シュティルナーは市民の所有の根本的問題を提起する。
「市民階)シュティルナーは市民である。
のである。
は、
のである。
のは、
のである。
のは、
のである。
のは、
のである。
のは、
のである。
のである。
のは、
のである。
のである。
のは、
のである。
のである。
のである。
のである。
のである。
のは、
のは、
のである。
のである。
のは、
のである。
のは、
のである。
のは、
のである。
のは、
のである。
のは、
のである。
のは、
の

初めてズボンや銅貨をもらった時に大喜びするように、大方の者は のような競争諸手段の不平等な状態が保持されているのは、子供が 競争者としての機会も得れないのである。それにもかかわらず、こ 格」という教育手段をも含んでいる。この資格がなければ、 ず、競争は学問における競争をも意味し、競争の諸手段の中に「資 土地、 偽善である。 なぜならば、公民としての平等が実質的には不平等で とシュティルナーは指摘している。 なにものかの占有者となることで有頂天になってしまう点にある 諸手段は決して平等ではない。 競争の諸手段を欠いた人格は真の自 だが、シュティルナーの見るところでは、このような国家の態度は ということだ。(≦)」この場合に、国家は諸個人に競争することを 個人たちであり、社会の中もしくは相互の関係では— 競争者である 由競争者とは言えないのである。 先ず、この競争の諸手段は貨幣、 あり、しかもこの不平等の支配力が国家自身だからである。 競争の 「許可する」のであり、表面的には放任する態度を示すのである。 工場等の物的諸手段を示している。 しかしこれらにとどまら

内に国家の自我を有している限りで、あるいは『社会の忠誠な一員』には限界がある。国家は、その富の分け前を国民に与えるとき、諸には限界がある。国家は、その富の分け前を国民に与えるとき、諸には限界がある。国家は、その富の分け前を国民に与えるとき、諸国人相互の国家の自我を有している限りで、あるいは『社会の忠誠な一員』

青山

政

自由が認められるのである。

配された個人の所有であり、不平等な所有を基本的な在り方としてでは、個人の所有は一切存在せず、ただあるのは国家の所有だけなのだ。ただ国家によってのみ、私が私であるところのものであるのだ。ただ国家によってのみ、私が私であるところのものであるのだ。ただ国家によってのみ、私が私であるところのものであるのだ。「四人の所有は一切存在せず、ただあるのは国家の所有だけなるのだ。(召し上げた)上で、国家所有の中から私に依託するところのものであるのだ。(召し上げた)上で、国家所有の中から私に依託するところのものであるのだ。(召し上げた)上で、国家所有の中から私に依託するところのものであるのだ。(召し上げた)上で、国家所有の中から私に依託するところのものであるのだ。(召し上げた)上で、国家所有の中から私に依託するところのものであるのだ。(召し上げた)上で、国家所有の中から私に依託するところのものであるのだ。(召し上げた)上で、国家所有とはつまり、不平等な所有を基本的な在り方としてが、市民社会の所有は、根底的には国家が、国家の他の成員が、日本の代表のでは、国家の所有を基本的な在り方としてでは、個人の所有」との対象のでは、のでは、のでは、国家の所有を表すのでは、国家の所有を表すのでは、国家の所有を表すのでは、国家の所有を基本的な在り方としている。

ばならないであろう。国家の支配を前提とする個人の所有である私的所有から区別されね支配を否定する、゛無条件的な゛自我に基づく個人の所有であり、いると考えられる。シュティルナーの個人の所有の規定は、国家の

国家の恩恵にあずからず、競争の手段に欠けた労働者に対して、国家の恩恵にあずからず、競争の手段に欠けた労働者に対して、国家の恩恵にあずからず、競争の手段に欠けた労働者に対して、国家の恩恵にあずからず、競争の手段に欠けた労働者に対して、国家の恩恵にあずからず、競争の手段に欠けた労働者に対して、国家の恩恵にあずからず、競争の手段に欠けた労働者に対して、国家の恩恵にあずからず、競争の手段に欠けた労働者に対して、

としての人間の尊敬を徹底させるために、国家による、または相続でいたの人間の尊敬を徹底させるために、国家による、または相続のない。「共産主義者」は競争の手段の不平等に反対して、万人のための手段を要求する。「君の貨幣価値をわれわれはもはや君の資産・資力(Vermoegen)とは認めない。君は他の資産・資力、すなわち君の労働者に還元するのは、労働が唯一の「資力」であるとりう「信仰」である。労働者の物質的労働と労働が天職であるという「信仰」である。

青山政雄

させるために、物質的労働としての「労働の組織」を考える。あるいは一般的人間的労働は辛苦に値しないという「信仰」を普及はまた、競争制度のもとでよりも時間と労力をより節約するために、この唯一の「資力」である労働力によって、労働者であることの尊この唯一の「資力」である労働力によって、労働者であることの尊による所持を排して、労働を唯一の「資力」と見なすことである。

味をもっている。

ことはもはやなくなる。(º)」 ことはもはやなくなる。(º)」である、との市民階級の原則を、共 には、一つの覆しえぬ真理とし、このとき獲得をめぐる不安は を有し、この者が何らそれを使用しないならば、 おいて、一つの現実と化するのだ。自らの労働力において、各人は おいて、一つの現実と化するのだ。自らの労働力において、各人は ということに を主義は、一つの覆しえぬ真理とし、このとき獲得をめぐる不安は のな競争も、今日往々そうであるように、何らの成果もないという ことはもはやなくなる。(º)」

のこのである。 金平等の主張は「各人はその能力にしたがって」という命題と結び段としての労働力、「資力」を考え出す。しかし「共産主義」の賃この「労働の組織」に対応して、「共産主義」は新しい支払い手

の能力にしたがって」という命題と背理すると見る。たとえ「各人の分配」という主張を、彼は弱者のための理論と考え、「各人はそたがうならば、強者は弱者によって搾取される。(『)」と言う。「平等シュティルナーは、ルンペン社会の原則である「平等の分配にし

でに国家の所有において述べたように、「忠誠に応じて」という意はなく、与えられるにすぎないのである。「与えられる」とは、す(国家) にある「共産主義」は、「能力にしたがって」取得するのでは能力にしたがって」が考慮されたにしても、所有の主体が「社会」

していると見なされる。「共産主義」の「労働の組織」は、物質的労働として一般的欲求で超れると見れる。労働を唯一の「資力」とみる「共産主義」は、むものではない。唯一者は、「労働の組織」という一般的欲求を超むものではない。唯一者は、「労働の組織」という一般的欲求を超いると見なされる。それは、単純で低級な労働であり、誰も代の満足を目指している。それは、単純で低級な労働であり、誰も代の満足を目指している。

して自己を享受するのだ、と答えるのである。
ティルナーは、必要のための労働が短縮された後に、人は唯一者とるとされる。この問いに答えられない「共産主義」に代わって、シュるとされる。この問いに答えられない「共産主義」に代わって、シュるとされる。その理由は、自我主義を排しているためであるの組織」によって得られた時間と労働の節約は、一体誰の

属させることに導くのである。「共産主義」が全体の手に引き渡すこの所有は何らかの他者へ、つまりは普遍性あるいは全体へ私を従に分与される)を意味している。しかしシュティルナーによれば、これは所有(財産)が全体に属する「共同所有」(その一部が各人「共産主義」は、共同体が所有者であるべきであると主張する。

しているとされる。 権力は一層恐るべきものであって、それは一切の個人の所有を否定

ナーはこの事実を充分に自覚していたと思われる。 をその所有論において批判した先駆者はプルードンである、という う。シュティルナーの基本的見解は、市民的不平等と「共産主義」 点にある。彼の問題意識はプルードンに類似していた。シュティル シュティルナーによるプルードン所有論の批判を見ることにしよ

なく、所有によってはじめて盗みが可能になるのだ。(๑)」 ない。海から汲んでくる水は、盗むわけではない。所有は盗みでは はたらきうるか。誰にも所属しないものは、盗まれるわけにはいか ろうか。もしすでに所有が存在しなければ、どうやって人は盗みを の設定の仕方が間違っており、転倒しているのである。「およそ所 ドンのこの命題はなお不徹底なままにとどまっている。 それは問題 有の概念を許す時以外で、果たして『盗み』という概念は可能であ 有) についてその最悪な点を言い表したと信じている。(≧)」 プルー プルードンは「財産 (所有)を盗み (vol)と呼ぶとき、財産 (所

批判課題を十全にやり遂げることができないと考えられている。 なく、疎遠な所有に対する批判に熱心であり、したがって彼はその ば、プルードンが私のものとしての所有の真の概念を検出すること ということに基づいている。 根本的な所有規定とのつながりで言え から説明しようとするプルードンが国家の所有を過少評価している このシュティルナーのプルードン批判は、私的所有の起源を占有

「プルードンは、所有者ではなく、占有者もしくは用益者を望む。

服者たちの所有になしうるわけだ。(20)」 多くの所有者からも追いたてて、その所有をわれわれの所有に一征 地から追いたてるのと同じように、われわれは、彼らをさらに他の 所有者となる。もしわれわれが首尾よく成功すれば、かの土地所有 連合して、ひとつの連合、ひとつの社会を形成し、その社会が自ら であって、彼は所有 (財産) そのものを否定するわけではないのだ だけを有する者は、なるほどその耕地の所有者ではない。さらにプ 者たちは土地所有者であることをやめる、というわけだ。そして土 の所有に帰そうとするのであれば、われわれは、この目的のために もしわれわれが、もはや土地所有者に土地をまかせずに、われわれ したがって、プルードンはあれこれの所有 (財産) を否定するだけ えある。それでも彼は、自分の手に残された分け前の所有者である。 ルードンが望むように、この利益の内から自分の消費に必ず必要と 分の一だけが彼に許されるだけであるにしても一望む。 これはまさ に、ただその土地の利益を一たとえその利益、その実りのわずか百 される以外のものはこれを引き渡さねばならぬ者は、それ以下でさ これはどういうことか。彼は、土地が誰かに帰属することは望まず 彼が好みのままに処理しうる彼の所有である。ある耕地の利益

基づかない所有者を批判するのであり、このために私的所有者を望 ではない。プルードンは排他的な所有の濫用者、つまり自己労働に 代) を否認するのであって、耕作者の利益の分配を否定しているの う。土地を例にして言うならば、彼は主として耕地からの収益 (地 プルードンを単純に所有の否定者と見なすことはできないである うとする。(ミ¹)」と批判している。 うとする。(ミ¹)」と批判している。

面的な物的所有だけではなく、内面的精神的所有、たとえば精神性、シュティルナーの「私の自己固有なるもの」としての所有は、外いナーにとって、所有者は「神」でも「人間なるもの」でも「社会」を主義」と同じように、「社会」に至上権を設定している。シュティルナーにとって、所有者は「神」でも「人間なるもの」でも「社会」を最高の所有者と見なしている。プルードンもまた、誤謬に陥っているとされる。「共産主義」は自我主義を認めること誤謬に陥っているとされる。「共産主義」は自我主義を認めることがルードンは、彼の批判対象の一つであった「共産主義」と同じ

ティルナーにとって人間主義の精神的所有に対する批判を意味してよび「人間の本質」に基づく「愛」の問題を取り上げる。これはシュてきたが、以下では精神的所有の中から、「出版・言論の自由」お思想、宗教、名誉などを含んでいた。これまでは前者について述べ

のである。

て国家の「許可」から完全に自由ではない。このために、個人の意いーそれでは貧弱すぎるー。それは私のものでなければならない。 いーそれでは貧弱すぎるー。それは私のものでなければならない。 いーそれでは貧弱すぎるー。それは私のものでなければならない。 はじめて、自由になる。しかし、「出版は自由なだけでは足りな 著作家は、いかなる権力、権威、信仰などをも求めなくなるとき 著作家は、いかなる権力、権威、信仰などをも求めなくなるとき

志の国家の意志からの自由であるとする、真の出版・言論の自由の志の国家の意志からの自由であるとする、真の出版・言論の自由が実現さな人間主義は、「自由な国家」において出版と言論の自由が実現されると言う。「個人はもはや個人ではなく、真の理性的な普遍性ののような見解は、シュティルナーにとっては、人間主義者が「成員」、「人間なるもの」、「普遍者」に自由を与えることで満足していることを示しているのである。私の所有としての自由は、与えられるのとを示しているのである。私の所有としての自由は、与えられるのは「幽霊」と呼んでいるーに反抗し、自ら取得する以外には実現されえないと考えられている。

現実的人間である個人を沈鬱な無慈悲をもって迫害する。(ミ゚)」人がといて存在し、「私的利益」に優先するとされる。祖国、社会、別ではなく、宗教を否定する人間もまた愛の律法を尊重している。そしたとして存在し、「私的利益」に優先するとされる。祖国、社会、のような愛の在り方は最高の実体との交通であり、人間と人間とののような愛の在り方は最高の実体との交通であり、人間と人間とののような愛の在り方は最高の実体とのである。シュティルナーは、こめまうな愛の在り方は最高の実体との交通であり、人間と人間とののような愛の在り方は最高の実体との交通であり、人間と人間とののような愛の在り方は最高の実体との交通であり、人間と人間とののような愛の在り方は最高の実体とのである。シュティルナーは、こめような愛の在り方は最高の実体とので通べ、人類の福祉、善の事柄などとして存在し、「私的人名に大きな影響を与えている精神的所有として「愛」の問題を考えている。彼に響を与えている精神的所有として「愛」の問題を考えている。彼に

越に対する私の無力のうちにある。(空)」 越に対する私の無力のうちにある。あるいは対象の疎遠性と優要さるべきもの、神聖なものへの愛の「憑かれた状態 (Besessenられて、「人間なるもの」に全てが譲渡されている。この絶対的にられて、「人間なるもの」に全てが譲渡されている。この絶対的にられて、「人間なるもの」に全てが譲渡されている。この絶対的に当論者としての愛にとらわれているかぎり、他者のための義務が愛普遍者としての愛にとらわれているかぎり、他者のための義務が愛

「連合」の概念

会」などとして現れている既存の共同論に代えて、「連合」の構想シュティルナーは「自由な国家」、「共産主義的国家」、「人間的社

構造が貫徹しているのである。 めて第三者の実現を「使命」づけられるからである。ここに宗教的 在」を介した「交通 (Verkehr)」のもとで、諸個人は自らをおとし 係」と呼んでいる。というのは、第三者である「本質」・「最高存 のような在り方を「聖なる人倫的関係」、「『本質』 に支えられた関 いと見なされ、きわめて低く評価されている。シュティルナーはこ 値は、たんに「国家・社会」の一構成員、類の一サンプルにすぎな 家・社会」は実体化され、超越的な相貌を呈している。諸個人の価 社会の創造者である(ミシ)」と考えている。それにもかかわらず、「国 えないであろう。シュティルナーは「人間の本源的状態は、孤立も たんに孤立的な実体と考えられるならば、それは正当な理解とは言 であり、「自己性 (=固有性)」を基軸にしている。この意味で、 者」とは「特殊的なもの」、「私的なもの」の特性をもった「個体性 を提起する。シュティルナーの連合は唯一者の連合である。「唯一 しくは独在ではなく社会(ミン)」であり、個々人からなる「構成員が 「唯一者」は「エゴイスト」と言われる。しかしながら、唯一者が

いるのであろうか。 では唯一者としての個人と他者との関係はどのように説明されて

的なものを介して表面的な触れ合いを得るにしても、それらに固有があるのみだと言っている。つまり、実在的なものやさらには観念は「共同的なもの」も「敵対的なもの」もなく、ただ完全な「分離」いると考えられるであろう。実際、シュティルナーは唯一者相互に個々人は唯一者として互いに全く別の意味を帯びた世界に生きて

と考えられるからである。て与えられるからである。、主体的に創造されることを自覚した人だであろう。唯一者とは、自らの生の意味が客観的な実在や観念によっる。人格の根底にこの絶対的孤立を全ての人が潜在的にもっているの意味を与える主体としては究極的には互いに孤立しているのであ

える、と考えたのであろう。唯一者の交通 (交わり) とは相手を自 己の主体性を脅かす主体であることを思い知らされるのである。し する個体相互が衝突する場でしかありえないと思われる。 そこにお 唯一者としてお互いに接触する場、すなわち各自固有の意味を定立 通 (交わり) はどのような場面で可能になるのであろうか。それは 己の主体性から独立した実存的な主体として互いに認め合い、 て初めてお互いが意味づけの絶対的主体であることを深く理解し合 立すると言うのである。 シュティルナーは、主体相互の衝突によっ かしながら、むしろこれによって唯一者相互の交通 (交わり) が成 いて、唯一者は互いに自己の主体性を主張し合い、互いに相手が自 ても、自分の世界観まで強要することのない真に自由な、 し合うことである。それは、相手に対して自己固有の意味づけはし (シ)」とも言っている。一体、孤立しているはずの唯一者相互の交 (交わり) としてのみ、交通は私と君との間の現実的な交通である 人格的な交通 (交わり)」なのであろう。 他方でシュティルナーは、「エゴイスト的な純粋に人格的な交通 「純粋に

の概念はどのように述べられているのであろうか。 この「人格的な交通 (交わり)」をさらに進めた「連合 (Verein)」

のである。いかなる支配者をもつことなく、またいかなる自己犠牲 世界は本源的に私のものとしてまたわれわれのものとして存在する 彼によれば、世界は私のものを支配するために存在するのではない。 とが可能になる在り方、それが「連合」である。 を伴うこともなく、私のものとしての所有が他者と了解され合うこ 人間なるものに基づく社会による私のものの隷属を問題にしていた。 シュティルナーは第三者としての疎遠なものによって支配された 言い換えれば、神に基づく教会、法律に基づく国家、そして

きる。 シュティルナーにとって、「国家・社会」によって、 私の自由が制 つまり転倒して支配となったものが「国家・社会」なのである。 えざる自己連合化行為」の死体である。「連合化」の固定したもの、 団体などは諸個人の「交通または連合」の産物であり、しかも「絶 共同体(Gemeinschaft)である。(⑶)」国家、社会、共同体、教会、諸 合化の死体である。この死体—それが社会 (Gesellschaft)であり、 質するとき、それは連合としては死んでいる。それは連合または連 合化された存在 (Vereinigtsein)になり、静止状態になり、固定に変 己連合化行為[自己合一] (Sich-Vereinigen)だからである。それが連 であることをやめるであろう。なぜならば、連合化とは絶えざる自 合が社会へと結晶するならば、それはもはや連合化 (Vereinig-ung) (Verkehr oder Verein)」である。しかし彼は次のように言う。「連 シュティルナーによれば、人間の本源的状態は「交通または連合 なぜなら、「連合においてのみ所有が承認されるからである。(ヨ)」 一者としての自己を各人は「連合」において所持することがで

は「共産主義」の建設する社会のように見えるかもしれない。だが、 壊者である。後者は自己性 (=固有性) の息子であり、共働者であ 確かに、両者は無制限な自由を認めず、これに対して制限をする点 限されるか、あるいは私の「自己性=固有性」 能性を内に蔵した共同の在り方として理解される。 のみに基づけられた暫定的な一致であり、 と言う。連合とは、唯一者同士のその時々の目的や利害関心の共有 からのみ結ぶのである。シュティルナーは「われわれは互いに一つ ために、全体のために協約を結ぶのではない。各人はそれを利己心 としない。だれもが「連合」を利用するだけである。だれも他者の 関係を保持する。(ミシ)」したがって、「連合」 はだれをも所持しよう の共同関係が私の乗積された力となる限りにおいてのみ、私はその 意味するものではない。他者と協約し合同して私の力を強化しても、 シュティルナーの「連合」は決して共同社会または共同体の建設を る。(ミ゚)」また、「連合」が一つの共同行為であるならば、「連合」と では共通している。しかし、「連合」は私の「自己性=固有性」の 自由に関して、国家と「連合」は本質的区別がないように見える。 の関係しかもたない。すなわち有用、有益、利益の関係である。(ヨ)」 「私は、この共同体に、私の力の乗積より以外の何ものも見ず、 そ との間の差異は著しい。前者は自己性 (=固有性) の敵であり、 ために自由を犠牲にするのである。「この点に関して、 国家と連合 「国家・社会」であり、私の服従を要求する「国家・社会」である。 大な問題である。この「国家・社会」は私から独立した力としての 絶えず分解と分散への可 が制限されるかは重 破

否するのである。 い「体制」を目的とする「政治的、社会的行動」としての革命を拒 邑制度」を結果するであろう。 それ故に、シュティルナーは、新し 批判で示されたように、「完成された封建制度、一切を包摂する采 のではない。それは、すでに「共産主義」批判または「人間的社会」 まり、革命による新しい「体制」は決して国家・社会を廃棄するも 被造物による人間の支配を拒否するという意味が含まれている。つ の否定には、たんに国家・社会の権力の否定だけではなく、人間の 所有」批判と密接な関係があると見るべきであろう。彼の「革命」 革命が「体制」と「制度」との編成を狙っているというシュティル その「制度」のもとに人々を編成することを狙っている。もちろん、 が、革命は新しい「体制」を目的とするために、「制度」に熱中し、 は た。 彼が革命を拒否することには次のような理由が存在する。 革命 とを峻別している。彼は「革命」を否定し、「反抗」のみを主張し ナーの主張は、彼の「類的人間」批判、国家・社会批判、「疎遠な シュティルナーは「革命 (Revolution)」と「反抗 (Empoerung)」 国家または社会の転覆をめざす「政治的、社会的行動」である

ルナーは、「革命」が「賤民」を解放するものでは決してないと考とは私の力で獲得することと同じではない。したがって、シュティと信じこまされる、と言う。このために、被圧迫者は新しい社会るかぎり、被圧迫者はこの革命の原因を自分以外の他のものにあるさらに、シュティルナーは、革命が「政治的、社会的行動」であさらに、シュティルナーは、革命が「政治的、社会的行動」であ

えるのである。

犯罪であるという、この規定のみが賤民をつくるのである。(※)」さ 処罰とが、彼を賤民にする。端的に、掴みとることは罪悪であり、 覚が反抗の契機である。「彼が掴みとるときに、 彼ははじめて賤民 であることを自覚しないかぎり自己解放できないのである。 この自 すなわち、自分自身の力の強さに対する無知の故に、他者に譲渡し それから生ずる制度を考慮しない。(ミラ)」反抗とは、疎遠な力から自 伴うが、それはその変革から生ずるものではなく、むしろ人間の自 ている。「反抗はなるほど、不可避的な結果として諸状態の変革を 者は憲法のない状態、すなわち支配のない状態のために努力する。 は社会的のそれではなく、もっぱら私自身と私の自己性 (=固有性 を高めることなのだから、私の意図と行為とは、決して政治的また る。「私の目的は現存状態の転覆ではなく、むしろそれ以上に自分 らに、シュティルナーは反抗の意図と行為について明確に書いてい であることを止める。ただ、掴みとることの恐怖とそれに相応する なしには、「賤民」の解放はありえない。「賤民」は自己が「賤民」 てきた私の力を再び自分自身に取り戻すことを意味する。この反抗 乱 (Schilderhebung)ではなく、個人の高揚であり、興隆であって、 分自身に対する不満から生まれるのである。 したがって、 反抗は反 とに向けられたもの、すなわちエゴイスト的な意図と行為である。⑶」 分をもぎとって私のものとすること、自己の価値を発現すること、 革命家は新しい支配のために憲法をどうするかと考えるが、 シュティルナーは「反抗」の核心的部分について次のように述べ

反抗者は世界の変革を目的にするのではなく、世界を享受するため に私の力のみに関心を示すのである。

明を意味している。 う言葉は、旧来の思想圏を脱却し、この新しい道を選択する態度表 の題辞の末尾に書かれた「私は、私の事柄を無の上に据える」とい 築き上げる道であるだろう。『唯一者とその所有』の第一部 立している。それは、多様性を超越的に統合する抽象的理念に媒介 媒介項としない、個体の自己性 (=固有性) の発現を基軸にして成 けようとすることを出発点にしている(®)。 それは、この第三者を されずに、闘争や衝突の中から現実の個体同士の具体的相互承認を よってもたらされる、個体と全体性との連続性の擬制を意図的に退 唯一者の連合とは、「本質」、「最高存在」などの第三者の媒介に 「人間」

- (6) Ibid. S. 272. 同書 一三六— 一三七頁
- (7) Ibid. S. 275. 同書 — 四 頁
- (∞) Ibid. S. 292. 同書 一六三頁
- (5) Ibid. S. 289. 同書 一五九百
- 10 Ibid. S. 290. 同書 一六〇頁

Ibid. S. 280. 同書 一四七—一四八頁

11

- (12) Ibid. S. 284. 同書 一五二頁
- (13) Ibid. S. 285-286. 同書 一五五頁
- 14 Ibid. S. 293. 同書 一六四頁
- (15) Ibid. S. 294. 同書 一六六頁
- (17) Ibid. S. 294. 同書 一六六百

(16) Ibid. S. 303. 同書 一七八—一七九頁

- (18)・(19) Ibid. S. 278. 同書 一四五頁
- (20) Ibid. S. 275-276. 同書 一四二一一四二頁
- (21) Ibid. S. 277. 同書 一四三頁

(注

(~) Max Stirner, Der Einzige und sein Eigentum, Reclam, 1972.

S.273. シュティルナー著、片岡啓治訳、『唯一者とその所有

下』現代思潮社、一九六九年、一三八頁 (邦訳の頁数を

- (22) Ibid. S. 315. 同書 一九五頁
- 23 Ibid. S. 318. 同書 一九八頁
- 24 Ibid. S. 321. 同書 二〇三百
- 25 Ibid. S. 328. 同書 二一二頁
- (26) Ibid. S. 287. 同書 一五七頁
- 27 Ibid. S. 342. 同書 二三〇百
- 28 Ibid. S. 231. 同書 八七頁 このような見解については、『理

No.653 (1994年) の滝口清栄論文 (「伝統との断絶、

- (4) Ibid. S. 203. 同書 五〇頁

(2) Ibid. S. 173. 307. 同書 一〇、一八三頁

記したが、訳文は必ずしも一致していない。)

(3) Ibid. S. 274. 同書 一四〇頁

- (5) Ibid. S. 284. 同書 一五三頁

るいは知の転換」)を参照。

- シュティルナー哲学のプロブレマーティク」) を参照(29) Ibid. S. 240. 同書 九八頁(この主張の解釈については、『ヘー
- (30) Ibid. S. 342. 同書 二二一頁
- (31) Ibid. S. 349. 同書 二三九頁
- (32) Ibid. S. 343. 同書 二三三頁
- (33) Ibid. S. 349. 同書 二二七頁
- (35) Ibid. S. 354. 同書 二四五頁
- (36) Ibid. S. 286. 同書 一五六頁
- (37) Ibid. S. 354. 同書 二四六頁
- (3) このような視点については、『哄笑するエゴイスト』(風行社)

刊)、住吉雅美著を参照。

(平成九年 (一九九七年) 十月三十日受理)

青山政

雄